

平成22年相模原市議会3月定例会付議事件一覧

付議事件

(1) 議案	37件
予算	12件
条例	13件
契約	1件
不動産の処分	1件
損害賠償額の決定	2件
指定管理者の指定	1件
市道	2件
補正予算	5件
(2) 報告	2件
合計	39件

(付議予定案件 人事8件、報告1件)

平成22年2月19日招集

議案 番号	件名(担当)	主 な 内 容		
		22年度当初予算額 千円	21年度当初予算額 千円	比較(率) 千円
1	平成22年度相模原市一般会計予算 (企画財政局財務部)	234,000,000	207,400,000	26,600,000 (12.8%)
2	平成22年度相模原市国民健康保険事業特別会計予算 (企画財政局財務部)	73,241,000	69,520,000	3,721,000 (5.4%)
	事業勘定	72,805,000	69,267,000	3,538,000 (5.1%)
	直営診療勘定	436,000	253,000	183,000 (72.3%)
3	平成22年度相模原市下水道事業特別会計予算 (企画財政局財務部)	21,288,000	20,551,000	737,000 (3.6%)
	下水道勘定	20,811,000	20,073,000	738,000 (3.7%)
	浄化槽勘定	477,000	478,000	△1,000 (△0.2%)
4	平成22年度相模原市老人保健医療事業特別会計予算 (企画財政局財務部)	114,000	117,000	△3,000 (△2.6%)
5	平成22年度相模原市自動車駐車場事業特別会計予算 (企画財政局財務部)	3,521,000	1,419,000	2,102,000 (148.1%)
6	平成22年度相模原市介護保険事業特別会計予算 (企画財政局財務部)	28,216,000	26,357,000	1,859,000 (7.1%)
7	平成22年度相模原市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算 (企画財政局財務部)	224,000	242,000	△18,000 (△7.4%)

8	平成22年度相模原市簡易水道事業特別会計予算 (企画財政局財務部)	183,000	171,000	12,000 (7.0%)
9	平成22年度相模原市財産区特別会計予算 (企画財政局財務部)	202,000	105,000	97,000 (92.4%)
10	平成22年度相模原市農業集落排水事業特別会計予算 (企画財政局財務部)	25,000	34,000	△9,000 (△26.5%)
11	平成22年度相模原市後期高齢者医療事業特別会計予算 (企画財政局財務部)	5,260,000	4,853,000	407,000 (8.4%)
12	平成22年度相模原市公債管理特別会計予算 (企画財政局財務部)	32,045,000		32,045,000 (皆増)
	合 計	398,319,000	330,769,000	67,550,000 (20.4%)
13	相模原市特別会計条例及び相模原市減債基金条例の一部を改正する条例について (企画財政局財務部)	公債費の一括管理を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、公債管理特別会計を設置することに伴い、所要の改正をするもの (H22.4.1施行)		
14	相模原市手数料条例の一部を改正する条例について (企画財政局財務部)	租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)に基づく中高層の耐火建築物の建築を目的とする事業の用に供するために土地等を譲渡した場合の課税の特例制度の適用に当たり、当該事業が同令に規定する区域又は地区内で施行されるものであること及び同令に規定する要件を満たすものであることの認定等の申請に対する審査事務について、神奈川県から事務処理の特例に関する条例(平成11年神奈川県条例第41号)により権限の移譲を受けることに伴う当該事務の審査手数料並びに土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)の改正に伴う汚染土壤処理業の許可の更新及び変更の許可の申請に対する審査手数料の規定の追加その他所要の改正をするもの (H22.4.1施行) 1 神奈川県から事務処理の特例に関する条例(平成11年神奈川県条例第41号)により権限の移譲を受けることに伴う租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。以下「政令」という。)に基づく事務の手数料の規定の追加		

		手数料を徴収する事務	単位	金額
		中高層の耐火建築物の建築を目的とする事業の用に供するために土地等を譲渡した場合の課税の特例制度の適用に当たり、当該事業が政令に規定する区域又は地区内で施行されるものであること及び政令に規定する要件を満たすものであることの認定の申請に対する審査	1件	31,000円
		中高層の耐火建築物の建築を目的とする事業の用に供するために土地等を譲渡し、一定期間内に当該事業により建築された建築物若しくは当該事業区域を含む地区内の他の中高層の耐火建築物又はこれらの建築物に係る構築物を取得する場合の課税の特例制度の適用に当たり、当該事業が政令に規定する区域又は地区内で施行されるものであること及び政令に規定する要件を満たすものであることの認定の申請に対する審査	1件	32,000円
		中高層の耐火建築物の建築を目的とする事業の用に供するために土地等を譲渡し、当該事業により建築された建築物若しくは当該事業区域を含む地区内の他の中高層の耐火建築物又はこれらの建築物に係る構築物の取得をすることが困難である特別な事情がある場合の課税の特例制度の適用に当たり、当該事情が政令に規定する事情に該当するものであることの認定の申請に対する審査	1件	24,000円
		2 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)の改正に伴う同法に基づく事務の手数料の規定の追加		
		手数料を徴収する事務	単位	金額
		汚染土壌処理業の許可の更新の申請に対する審査	1件	230,000円
		汚染土壌処理業の変更の許可の申請に対する審査	1件	220,000円
15	相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について (総務局)	労働基準法(昭和22年法律第49号)の改正に伴い、1箇月につき60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給率を引き上げる規定及びその引上げ部分の時間外勤務手当を支給することに代えて勤務することを要しないこととすることができる規定の追加その他所要の改正をするもの (H22. 4. 1施行)		

- 1 第1条関係(相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正)
 (1) 1箇月につき60時間を超える時間外勤務をした場合、60時間を超えた時間外勤務時間に対する時間外勤務手当の支給率を引き上げるもの(第11条第4項関係)

要勤務日(休日を除く。)における時間外勤務手当の支給率

	60時間以下の時間 に対する支給率	60時間を超えた時 間に対する支給率
午後5時から午後10時まで及び午前5時から午前8時30分まで	$\frac{125}{100}$	$\frac{150}{100}$
午後10時から翌日午前5時まで	$\frac{150}{100}$	$\frac{175}{100}$

- (2) 60時間を超えた時間外勤務時間に対する時間外勤務手当の支給率の引上げ部分の支給に代えて勤務を要しないこととした場合には、当該支給率の引上げ部分の支給は行わないこととするもの(第11条第5項関係)

- 2 第2条関係(相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部改正)

1箇月につき60時間を超える時間外勤務をした場合において、60時間を超えた時間外勤務時間に対する時間外勤務手当の支給率の引上げ部分の支給に代えて勤務を要しないことができることとするもの(第13条の3関係)

- 16 相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について(総務局)

市税事務、清掃業務等の特殊勤務手当の支給要件等の見直し、政令指定都市への移行に伴う特殊勤務手当の支給要件を追加するための規定の改正その他所要の改正をするもの

(H22.4.1施行)

- 1 特殊勤務手当の支給要件等の見直し

- (1) 特殊勤務手当の名称の変更及び支給額の引下げ

排水溝しゅんせつ作業従事職員の特殊勤務手当(第2条及び第12条関係)

区分	現行	改正後
名称	排水溝しゅんせつ作業従事職員の特殊勤務手当	道路上作業従事職員の特殊勤務手当
支給額	日額600円	日額300円

- (2) 特殊勤務手当の名称の変更

心身障害者訓練業務従事職員の特殊勤務手当の名称を障害者訓練業務従事職員の特殊勤務手当に変更するもの(第2条及び第14条関係)

(3) 特殊勤務手当の支給要件の見直し

- ア 市税事務従事職員の特殊勤務手当の支給要件から課税客体の捕そく調査を除くもの(第3条及び別表関係)
- イ 市税外諸収入事務従事職員の特殊勤務手当の支給要件から納付客体の捕そく調査を除くもの(第6条関係)

(4) 特殊勤務手当の支給額の引下げ

清掃業務従事職員の特殊勤務手当(第7条関係)

区分	現行	改正後
ごみ処理施設において投入槽その他規則で定める施設の検査、修繕又は掃除作業に従事したとき。	日額910円	日額700円
汚水処理施設における汚水揚水ポンプ、原水貯槽その他規則で定める施設の掃除作業に従事したとき。	日額910円	日額700円

(5) 特殊勤務手当の廃止

- ア 清掃業務従事職員の特殊勤務手当のうち次に掲げる作業等に従事したときの特殊勤務手当を廃止するもの(第7条関係)
 - (ア) 浄化槽内又は規則で定める施設内に入り、清掃作業に従事したとき。
 - (イ) ごみ処理施設においてごみクレーン又は灰クレーンの運転操作に従事したとき。
 - (ウ) ごみ処理施設においてごみクレーン又は灰クレーンの点検又は掃除作業に従事したとき。
 - (エ) ごみ埋立作業に従事したとき。
 - (オ) ごみ分析作業に従事したとき。
 - (カ) 汚水処理施設において沈砂池の沈殿物の除去作業に従事したとき。
 - (キ) し尿処理施設において沈砂受槽その他規則で定める施設の検査、修繕又は掃除作業に従事したとき。
 - (ク) し尿処理施設において投入槽その他規則で定める施設の検査、修繕又は掃除作業に従事したとき。
- イ 介助業務従事職員の特殊勤務手当を廃止するもの(第15条関係)

2 政令指定都市への移行に伴うもの

(1) 社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当の支給要件の追加(第4条関係)

現行	改正後
社会福祉業務に従事する職員(査察指導員又はケースワーカー)	社会福祉業務に従事する職員が規則で定める業務に従事したとき。

※ 改正後の「規則で定める業務」として、現行の支給要件の生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく相談業務等に加え、新たに児童相談所及び障害者更生相談所における相談業務等並びに精神障害者移送等業務を規定する予定

		(2) 組織改正により担当部署が変更となるため、精神相談業務に対して支給する特殊勤務手当の規定を保健所業務従事職員の特殊勤務手当から削除し、社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当とするもの(第16条関係)										
17	相模原市立診療所条例について (健康福祉局福祉部)	<p>相模原市立診療所を設置するため、所要の定めをするもの (H22. 4. 1施行。ただし、平成22年4月1日から平成28年3月31日までの間の相模原市立診療所の指定管理者の指定については、神奈川県立の診療所に関する条例(昭和39年神奈川県条例第41号)第3条の規定に基づき神奈川県立青野原診療所、神奈川県立千木良診療所及び神奈川県立藤野診療所の指定管理者として指定された法人その他の団体を指定管理者として指定することができる規定は、公布日施行)</p> <p>名称及び位置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相模原市立青野原診療所</td> <td>相模原市緑区青野原2015番地2</td> </tr> <tr> <td>相模原市立千木良診療所</td> <td>相模原市緑区千木良852番地8</td> </tr> <tr> <td>相模原市立藤野診療所</td> <td>相模原市緑区小淵1656番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	相模原市立青野原診療所	相模原市緑区青野原2015番地2	相模原市立千木良診療所	相模原市緑区千木良852番地8	相模原市立藤野診療所	相模原市緑区小淵1656番地1		
名 称	位 置											
相模原市立青野原診療所	相模原市緑区青野原2015番地2											
相模原市立千木良診療所	相模原市緑区千木良852番地8											
相模原市立藤野診療所	相模原市緑区小淵1656番地1											
18	相模原市立緑第一障害者地域活動支援センター条例について (健康福祉局福祉部)	<p>相模原市立緑第一障害者地域活動支援センターを設置するため、所要の定めをするもの (H23. 4. 1施行。ただし、指定管理者の指定その他必要な準備行為は施行日前においても行うことができるとする規定は、公布日施行)</p> <p>1 名 称 相模原市立緑第一障害者地域活動支援センター 2 位 置 相模原市緑区与瀬1010番地1 3 設置の目的 障害者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援を行い、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を行い、もって障害者の福祉の増進に寄与するため設置する。</p> <p>4 施設の概要</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>敷地面積</td> <td>565.09㎡</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>鉄筋コンクリート造2階建</td> </tr> <tr> <td>建築面積</td> <td>210.58㎡</td> </tr> <tr> <td>延べ床面積</td> <td>312.78㎡</td> </tr> <tr> <td>諸 室</td> <td>フリースペース、相談室、作業スペース、事務室等</td> </tr> </tbody> </table>	敷地面積	565.09㎡	構造	鉄筋コンクリート造2階建	建築面積	210.58㎡	延べ床面積	312.78㎡	諸 室	フリースペース、相談室、作業スペース、事務室等
敷地面積	565.09㎡											
構造	鉄筋コンクリート造2階建											
建築面積	210.58㎡											
延べ床面積	312.78㎡											
諸 室	フリースペース、相談室、作業スペース、事務室等											

19	相模原市立児童館条例の一部を改正する条例について (健康福祉局こども育成部)	土地賃貸借契約の解除の申出による田名四ツ谷児童館の廃止をするもの (H22.6.1施行)						
20	相模原市産業集積促進条例の一部を改正する条例について (環境経済局経済部)	選択と集中の下、強固な産業集積基盤の形成を促進するため、立地の内容、立地する区域、企業等の操業年数、企業等の規模に応じた投下資本額及び新規雇用従業員の雇用数等に基づく奨励措置を実施することに伴い、大企業の定義の規定の追加、立地の規定の改正、産業集積促進地域の規定の改正、奨励措置の内容及び要件の規定の改正、条例の効力を延長するための規定の改正その他所要の改正をするもの (H22.4.1施行)						
21	相模原市地球温暖化対策推進基金条例について (環境経済局環境保全部)	地球温暖化対策を推進する事業の財源とするため、基金の設置その他所要の定めをするもの (公布日施行)						
22	相模原市都市公園条例の一部を改正する条例について (環境経済局環境保全部)	相模原麻溝公園競技場に電光掲示盤を設置することに伴い、利用の単位及び利用料金の額の規定の追加をするもの (H22.4.1施行) 相模原麻溝公園競技場の電光掲示盤の利用料金 <table border="1" data-bbox="624 1187 1425 1323"> <thead> <tr> <th data-bbox="624 1187 890 1240">附属施設の種類</th> <th data-bbox="890 1187 1246 1240">単 位</th> <th data-bbox="1246 1187 1425 1240">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="624 1240 890 1323">電光掲示盤</td> <td data-bbox="890 1240 1246 1323">1日(8時30分～18時30分)</td> <td data-bbox="1246 1240 1425 1323">36,000円</td> </tr> </tbody> </table>	附属施設の種類	単 位	金 額	電光掲示盤	1日(8時30分～18時30分)	36,000円
附属施設の種類	単 位	金 額						
電光掲示盤	1日(8時30分～18時30分)	36,000円						
23	相模原市営霊園条例の一部を改正する条例について (環境経済局環境保全部)	峰山霊園に合葬式墓所を設置するため、墓所の種類を一般墓所及び合葬式墓所に分類し、合葬式墓所の使用期間、使用許可を受けることができる者の資格、合葬式墓所の墓所使用料、埋蔵場所その他合葬式墓所の使用についての規定の追加その他所要の改正をするもの (H23.3.1施行。ただし、合葬式墓所の使用の許可の申込みの受付その他必要な準備行為は施行日前においても行うことができるとする規定は、H22.9.1施行) 合葬式墓所の使用期間、墓所使用料及び埋蔵場所の設定 <table border="1" data-bbox="624 1823 1441 2054"> <thead> <tr> <th data-bbox="624 1823 772 1877">使用期間</th> <th data-bbox="772 1823 1038 1877">墓所使用料</th> <th data-bbox="1038 1823 1441 1877">埋蔵場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="624 1877 772 2054">永年</td> <td data-bbox="772 1877 1038 2054">1体用 90,000円 2体用 180,000円</td> <td data-bbox="1038 1877 1441 2054">(1) 使用許可の日から起算して20年を経過する日まで 埋蔵室 (2) 上記期間経過後 合葬室</td> </tr> </tbody> </table>	使用期間	墓所使用料	埋蔵場所	永年	1体用 90,000円 2体用 180,000円	(1) 使用許可の日から起算して20年を経過する日まで 埋蔵室 (2) 上記期間経過後 合葬室
使用期間	墓所使用料	埋蔵場所						
永年	1体用 90,000円 2体用 180,000円	(1) 使用許可の日から起算して20年を経過する日まで 埋蔵室 (2) 上記期間経過後 合葬室						

24	相模原市景観条例について (都市建設局まちづくり計画部)	相模原らしい魅力ある景観の形成を進め、もってより良い景観を後世につなげていくことを目的に、景観法(平成16年法律第110号)の規定に基づく必要な事項並びに市民、事業者及び市が協働して様々な景観資源を守り、生かし、育て、及びつくるために必要な事項について所要の定めをするもの (H22.4.1施行。ただし、事前協議に係る規定、行為の制限等に係る規定、勧告及び公表に係る規定は、H22.10.1施行)
25	相模原市市営住宅条例の一部を改正する条例について (都市建設局まちづくり計画部)	並木団地の設置及び同団地の管理を指定管理者に行わせるために必要な規定の追加その他所要の改正をするもの (H23.4.1施行。ただし、附則の改正規定は、H22.4.1施行)
26	包括外部監査契約の締結について (総務局)	包括外部監査契約の締結 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 2 契約の始期 平成22年4月1日 3 契約の金額 15,600,000円を上限とする額 4 契約の相手方 住所 横浜市青葉区松風台1番地8 501号 氏名 奥津 勉 資格 公認会計士
27	不動産の処分について (健康福祉局こども育成部)	建物の処分 1 名称 田名四ツ谷児童館 2 所在 相模原市田名4527番地2 3 構造 木造平屋建 4 面積 215.38平方メートル 5 処分の方法 無償譲渡 6 相手方 相模原市田名4527番地2 自治会法人田名四ツ谷自治会 会長 鈴木 文 昭
28	損害賠償額の決定について (環境経済局環境保全部)	市指定の保存樹林の倒木による事故に係る損害賠償の額を決定するもの 1 損害賠償額 1,381,192円 2 被害者 市内在住者

29	損害賠償額の決定について (消防局)	本市救急自動車による交通事故に係る損害賠償の額を決定するもの 1 損害賠償額 2,488,607円 2 被害者 市内在住者3名		
30	指定管理者の指定について (健康福祉局福祉部)	1 管理を行わせる施設の名称 相模原市立青野原診療所、相模原市立千木良診療所及び相模原市立藤野診療所 2 指定管理者 日本赤十字社 3 指定の期間 平成22年4月1日から平成28年3月31日まで		
31	市道の廃止について (都市建設局土木部)	都市計画道路大山氷川線道路改良工事に伴う処分(大山町地区)1路線の廃止		
32	市道の認定について (都市建設局土木部)	開発行為(青葉1丁目地区ほか)16路線及び寄附(相原地区ほか)6路線、合計22路線の認定		
33	平成21年度相模原市一般会計補正予算(第8号) (企画財政局財務部)	補正前の額	補正額	補正後の額
		千円	千円	千円
		218,588,000	1,325,000	219,913,000
34	平成21年度相模原市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) (企画財政局財務部)	69,608,000	50,900	69,658,900
	事業勘定	69,341,000	52,000	69,393,000
	直営診療勘定	267,000	△1,100	265,900

35	平成21年度相模原市下水道事業特別会計補正予算(第3号) (企画財政局財務部)	20,237,100	△442,100	19,795,000						
36	平成21年度相模原市自動車駐車場事業特別会計補正予算(第1号) (企画財政局財務部)	1,419,000	△500	1,418,500						
37	平成21年度相模原市介護保険事業特別会計補正予算(第2号) (企画財政局財務部)	26,428,800	△34,500	26,394,300						
合 計		336,280,900	898,800	337,179,700						
報告 番号	件名(担当)	主 な 内 容								
1	専決処分の報告について (企画財政局財務部)	工事請負契約(都市計画道路大山氷川線道路改良工事)の変更 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>変更事項</td> <td>変更前</td> <td>変更後</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>857,850,000 円</td> <td>918,137,850 円</td> </tr> </table>			変更事項	変更前	変更後	契約金額	857,850,000 円	918,137,850 円
変更事項	変更前	変更後								
契約金額	857,850,000 円	918,137,850 円								
2	専決処分の報告について (総務局)	道路管理に係る損害賠償額 (10,535円)の決定の専決処分								

付議予定案件 人事 8件 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
 相模原市土地利用審査会の委員の選任について(7件)
 報告 1件 第2期相模原市障害者福祉計画の策定について